

2020年度

京北学童クラブ ご利用のしおり



社会福祉法人 北桑会 【京北学童クラブ】

[京都市放課後児童健全育成事業]

2020年度 京北学童クラブ 利用要綱



1. 事業の目的

社会福祉法人北桑会が設置する京北学童クラブ（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

2. 運営方針

事業所は、京都京北小中学校に就学している1～6年生の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭に居ない者につき、家庭・地域との連携のもと、児童の自主性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後児童健全事業における支援を行うものとする。

3. 京北学童クラブの目標

- (1) 異年齢児の交流を通して人を大切にする心を育てる
- (2) 高齢者との交流を通してお年寄りを大切にする心を育てる
- (3) さまざまな体験を通して子ども達の自主性を育てる

4. 事業所の名称等

- (1) 名称・・・・京北学童クラブ
- (2) 所在地・・・・京都市右京区京北周山町中山51
- (3) 連絡先・・・・TEL 075-852-0505 FAX 075-852-1166

5. 開設日及び開所時間等

- (1) 開設日・・・・2020年4月1日（水）から
2021年3月31日（水）
- (2) 開所日・・・・月曜日から土曜日
- (3) 時間・・・・平日（放課後から18時30分）
半日（8時から18時30分）までの半日
土曜日・祝日（8時00分から18時30分）
長期休業（8時から18時30分）
- (4) 開所しない日・・・・日曜日・1月1日～1月3日



6. 利用方法

- (1) 利用希望する前月末迄に、利用希望届の提出により申し出る。
→ 希望に添った受入れができるよう可能な範囲で調整します。
- (2) 基本的に保護者の送迎による利用とする。
ただし、平日（放課後から 18：30）の利用については、
学校内での引き渡しを行い、安全な受け入れをする。
- (3) 学校や保護者との連携を図り、スムーズな利用へつなげる。
- (4) 急な利用追加やキャンセル、連絡無しでの欠席はお断りします。

7. 利用料金

- (1) 利用料 【日額】
平日（放課後から 18 時 30 分） 500 円
半日（8 時から 18 時 30 分）までの半日 700 円
土曜日・祝日（8 時から 18 時 30 分） 700 円
長期休業（8 時から 18 時 30 分） 700 円
- (2) おやつ代 【日額】 100 円
- (3) 管理費〔傷害保険料含む〕 【月額】 500 円
利用の有無にかかわらず徴収。年一括払い等もできます。
- (4) 追加料金
・急なキャンセルや申し込みは、追加料金が発生しません（200 円）。
・2 日前までは追加料金なし。（やむを得ない事由は配慮します）
- (5) その他
・昼食クッキング費・行事参加費・教材費等、実費相当額を負担して
いただく場合は、広報誌などを通じてお知らせします。

8. 支払い方法等

- (1) 利用請求書・・・月末締め、翌月 15 日頃に申請者宛に発送
- (2) 支払方法・・・請求書が届いた月の月末までにお振込みください

金融機関名	京都銀行
支店名	北桑支店 322
預金種目	普通
口座番号	3478741
口座名義	社会福祉法人 北桑会〔シヤ）杻リカキ〕 理事長 溝口 武美〔リツチヨリ ミヅクチカミ〕



9. 緊急時等の対応

- (1) 児童の体調に急変が生じた場合や火傷・出血を伴う怪我に陥った場合、その他必要に応じて速やかに保護者や医療機関への連絡を行います。状況によっては、救急車搬送による医療機関受診の方向で対応します。その際は、必ず学童指導員が付き添います。
- (2) ご利用中、何らかの事案による事故・苦情が発生した場合、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業所は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害を賠償するものとする。

10. 非常災害の対策

- (1) 事業所は、消火器等の消火用具・非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て注意及び訓練を実施するものとする。
- (2) 消火用具の点検、避難及び訓練は随時実施する。

11. 学校保健安全法

- (1) 第20条の規程による臨時休業について
(学校・学年閉鎖時の対応)
→伝染病予防上必要がある時は、臨時に学校の全部または一部休業を行うことができる。事業所もこの規程に準じて対応する。
- (2) 学校開設時の対応については下記の通り。また長期休業中における対応については、学校開設時の対応に準じて教育委員会で判断されます。事業所もこれに準じますので、ご理解ご協力をお願いします。

学校	京北学童クラブの対応
学校閉鎖の場合	臨時休所
学年（学級）閉鎖になった場合	該当する学年（学級）に在籍する児童には出席できません
登校後に学校閉鎖になった場合	臨時休所 学校の指示に従って下校してください
登校後に学年（学級）閉鎖になった場合	該当する学年（学級）に在籍する児童には出席できません。学校の指示に従って下校してください



12. 気象警報発令時の対応

- (1) 気象警報の種類・・・大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪
- (2) 警報発令地域・・・京都府南部全域、京都・亀岡または京都市
- (3) 緊急措置の内容・・・警報が発令された場合、事業所では以下の通りの対応とします。警報が発令が予測される場合等はテレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等の情報に十分ご注意ください。

	学校の対応	学童クラブの対応	学童クラブの対応
	学校開設時 〔学期中〕	学校開設時 〔学期中〕	土・祝日 長期休業
午前 7 時の時点で 警報発令中	学校は自宅待機	午後（夕方）からの 開所に備える。 朝からの一時預かり はしない。	児童の安全を最優先 に警報解除に備える。 警報解除されたら 開所、利用受入れる。
7 時以降 11 時現在 も警報発令中	学校は臨時休業	休所	休所
7 時以降 11 時まで に警報解除	14 時から始業	小学校と連携、 通常通り開所。	警報が解除されたら 開所、利用受入れる。
登校後警報発令、 途中休業	学校は臨時休業	休所	
登校後警報発令、 最終まで授業続行 学校終了時、 警報発令中	学校が対応	休所	
学童クラブ開所後、 警報発令された場合		保護者に連絡の上、 お迎えまで 留め置き。	保護者に連絡の上、 お迎えまで 留め置き。

- (4) 「特別警報」「地震に対する非常措置」は、学校に準ずる。



13. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、その業務上知り得た児童及び保護者の個人情報について、個人の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し適正に取り扱うものとする。
- (2) 職員は正当な理由が無く業務上知り得た内容を漏らしてはならない。
- (3) 事業所は、職員であった者が職員でなくなった後においても、業務上知り得た内容を漏らすことの無いよう必要な措置を講ずる。
- (4) 事業所は児童及び保護者の個人情報を必要に応じて用いることがあるため、あらかじめ文書により同意を得る。

14. 利用申請に伴う必要書類

- ① **京北学童クラブ（放課後健全育成事業）申込書**
→ 児童 1 人に 1 枚必要
- ② **児童票**
→ 児童 1 人に 1 枚必要
- ③ **就労証明書**
→ 保護者それぞれに 1 枚必要
→ 別紙〔自営・農業の方用〕〔自営業・介護・病気のための申立書〕
同居中の祖父母や、同一敷地内に居住の祖父母が居る場合は同居とみなすため、その方の証明が必要
- ④ **個人情報について**
→ 保護者管理分・法人管理分の二部あり。法人分のみ提出
- ⑤ **利用希望届**
→ 毎月中旬に送付する次月の希望届
追加・キャンセルは随時連絡が必要
- ⑥ **療育手帳・身体障害者手帳**
→所持している児童は、等級や本人が識別できるページのコピーを提出

15. 登録決定

- (1) 前記①～⑥の提出を受け、利用可能かを判断します。
許可する場合は『京北学童クラブ 登録決定通知書兼利用料金通知書』をお渡しします。
保護者管理分・法人管理分としてそれぞれ 1 枚ずつを管理します。
- (2) 定員枠等を勘案し、利用許可できないこともあり得ます。



16. その他

- (1) 法人内事業所のお年寄りとの交流会や行事への参加を行います。
- (2) 1月に入所説明会、7月に夏休み説明会を行います。
- (3) 保護者からの意向を聞き取るため、随時、保護者会を設けます。
- (4) 定期的に学童クラブ広報誌『がくどっこ』を送付します。
日々の学童利用中の様子・写真を掲載し情報発信を行います。
- (5) 傷害保険加入手続きは、一括して法人事務局で行います。
- (6) 利用の流れは、別紙『京北学童クラブの暮らし』を参照のこと。
- (7) 連絡先

◆ 京北学童クラブ ◆

Tel : 075-852-0505 転送電話

Fax : 075-852-1166

◆ 北桑会事務局 ◆

Tel : 075-854-1002 代表

Fax : 075-854-1060